

社会福祉法人〇〇〇会 評議員会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事長〇〇〇〇が、評議員に対して評議員会の目的である事項(議案)についての提案を行い、当該議案について、評議員全員から書面(又は電磁的記録)による同意の意思表示を得た。

このため、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなし、評議員会の決議を省略した。

以上の経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第2条の15第4項第1号の規定に基づき、本議事録を作成する。

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1)第1号議案 〇〇〇〇について(議案名記載)
〇〇〇〇…(議案の概要記載)

(2)第2号議案 ●●●●について
●●●●…

2 1の事項の提案をした者の氏名

理事(長) 〇〇 〇〇

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

〇〇 〇〇

【参考】

一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(令和18年6月2日法律第48号)

(評議員会の決議の省略)

第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(略)

4 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

社会福祉法施行規則(昭和26年6月21日厚生省令第28号)

(評議員会の議事録)

第2条の15 法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

(略)

4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第45条の9第10項において準用する一般法第194条第1項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(略)